

特集 《海外情報「AI 関連発明」及び「先使用权」》

AI 関連技術及び AI 生成物の知財 保護に関する中国での 最新トピック



会員 分部 悠介, 中国弁理士 共 捷, 中国弁護士 周 婷

要 約

AI 大国中国では、様々な産業分野で AI が本格的に活用され、AI 関連技術や、AI が生み出す創作物をどのように知的財産権で保護するか、という議論が盛んになってきている。本稿では、前半では特に、AI ビジネスモデル特許出願の審査基準、明細書作成時のポイントを紹介し、後半では、AI 創作物の著作物性をめぐる諸論点、裁判事例を紹介する。

目次

1. はじめに
2. AI 関連技術に関わるビジネスモデル特許出願に対する審査基準の変化と出願明細書記載時のポイントについて
 - (1) 技術的特徴、アルゴリズム特徴、ビジネスルール及び方法の特徴を単独に判断しない
 - (2) 技術的特徴による機能と相互にサポートするアルゴリズム特徴・ビジネスルール及び方法の特徴が進歩性に寄与する技術的貢献を考慮する
 - (3) 明細書及び請求の範囲の記載要件の細分化
3. AI 生成物の著作権について
 - (1) 中国における AI による創作の現状
 - (2) AI 生成物と著作権関連論点
 - i. 関連論点
 - ii. 裁判事例
4. 結語

1. はじめに

中国は、米国に並ぶ「AI 大国」になりつつある。2020 年、中国 AI 産業市場規模は 1,000 億元を突破する見込みであり、交通、医療、金融、IT、教育、物流、セキュリティ、文化、体育など幅広い産業分野で、市場を形成している⁽¹⁾。

この背景の一つとして、中国政府も AI 技術開発を後押ししていることが挙げられる。2015 年に発表された国家政策「中国製造 2025」でも AI 技術開発は重要

目標の一つとされ、AI に特化した国家レベルの政策も同年前後より多く出されるようになってきている。

AI 関連特許出願も増えており、2018 年の時点で、関連特許出願は 9 万件を突破し、日米中 3 カ国の AI 特許は世界の 75% を占めている中、中国は世界の 37% を占め、世界一の出願量となっている⁽²⁾。

このような流れの中、近年、AI 関連技術、創作物にかかる知的財産権をどのように保護するか、という議論も盛んになってきている。本稿では、AI 関連技術と特許出願、AI 創作物と著作権の 2 点について、中国の現状等を紹介する。

2. AI 関連技術に関わるビジネスモデル特許出願に対する審査基準の変化と出願明細書記載時のポイントについて

AI は技術水準が向上しつつあるのみならず、様々な商品・サービスに組み込まれて利活用が始まっている。AI に関する特許出願も増えており、これに関わるプログラム特許出願などもあるが、中国においては、特に AI 関連のビジネスモデル特許出願の人气が高く、出願量も年々増加している。

他方で、この種の AI 関連出願やこれら出願の審査において、どのようなビジネスモデル技術が保護されるべきか、AI ニューラルネットワークトレーニングの過程において特許出願として提出できるか、さら

に、技術的特徴と非技術的特徴とがどのように結合されるべきかなど、特許審査実務上、多くの問題点が存在している。また、この種のビジネスモデル特許における非技術的特徴と技術的特徴の相互結合によって、審査対象となる発明に対してどのように寄与するかは必ずしも明確なものではなかった。

かかる状況下、2020年2月1日に施行された中国審査指南の改訂、またその後の運用により、AI関連特許出願、特にAIビジネスモデル特許出願にかかる審査基準が明確となり、出願人は、出願前に同基準について検討することができるようになった。以下、明確化された審査基準をいくつか紹介する。

(1) 技術的特徴、アルゴリズム特徴、ビジネスルール及び方法の特徴を単独に判断しない

特許審査においては、発明の全体を審査対象として審査すべき基準が明確にされたことによって、審査官が請求項にかかる発明の全体を見ずに請求項の各発明特定事項を単独に審査することを避けることができ、技術課題、技術的特徴、ビジネスルールと技術的效果を結合した発明の全体について審査を行うことになる。

出願人は、出願書類を作成するときに、技術課題、ビジネスニーズ等の非技術的特徴、技術的特徴のみならず、アルゴリズム特徴・ビジネスルールと技術的效果や、ユーザ体験をも結合させた発明を構築することが推奨される。

(2) 技術的特徴による機能と相互にサポートするアルゴリズム特徴・ビジネスルール及び方法の特徴が進歩性に寄与する技術的貢献を考慮する

特許審査において、非技術的特徴と技術的特徴の間の機能的な相互のサポートの存在を考慮すべきであると定められた。

よって、出願人は、出願書類を作成するときに、請求項の記載に非技術的特徴と技術的特徴を有機融合し、相互間のサポート関係を明確に記載することとなる。また、明細書には、アルゴリズム特徴・ビジネスルールと発明により具現される技術的手段との間に緊密な関連と作用関係を明確化することが推奨される。

(3) 明細書及び請求の範囲の記載要件の細分化

今回の審査指南の改訂により、明細書については、技術的特徴とその機能の間の相互的サポート、相互的

関係の存在を明記することによってビジネスルールと方法の特徴とが共同で作用し、かつ有益な効果をもたらすように記載すべき点が明確化された。

このような記載方法によれば、審査官が当該発明を十分に理解でき、相互間のサポート及び相互作用によって発明に対する寄与を十分に理解することができるようになる。

出願人は、出願書類を作成するときに、AI関連の発明の応用場面及び当該場面の下での具体的な技術的課題を十分かつ豊富に記載し、特定の応用場面及び技術的課題に対して、技術的特徴、アルゴリズム特徴・ビジネスルール及び方法の特徴を組み合わせるように、全体的な発明を説明すべきである。請求の範囲において、発明は、技術的特徴だけでなく、アルゴリズム特徴・ビジネスルール等を含んでもよく、非技術的特徴と技術的特徴の間に有機的な作用関係を明確化させた発明を記載することが推奨される。

以上のとおり、今回の審査指南の改訂、そしてその後の施行状況により、AIに関連するビジネスモデル特許出願について審査の考え方が明確化され、非技術的特徴による発明への寄与、又は非技術的特徴と技術的特徴の結合による発明への寄与が明確化された。なお、審査指南については、さらに、2020年11月にも、改正草案の意見募集が行われており、その改正草案においては、コンピュータプログラム関連発明の中で、AIにおける学習方法について保護対象となり得ることが具体例として規定された。

こうした変化を踏まえて、明細書作成時には、上記記載各ポイントを意識されたい。

3. AI生成物の著作権について

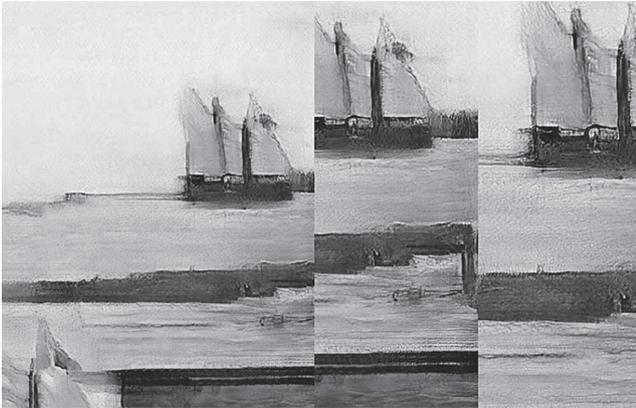
(1) 中国におけるAIによる創作の現状

上述のとおり、近年、中国におけるAI産業は急速に発展し、様々な分野において、AI技術が浸透、活用されているが、文化芸術分野を中心に、創作活動においてもAI技術は活用され、AIによって、人間が創作するレベルとほぼ同様の創作物（以下、「AI生成物」という）が次々と生み出されている。以下、いくつかの事例を紹介する。

▶小氷（シャオアイス）

マイクロソフト中国が開発した女性型チャットロ

ボット。作詩、作画、作曲等様々な創作活動⁽³⁾を行っており、最近、人気が非常に高く、現在、小氷のウェイボー⁽⁴⁾アカウントのフォロワー数は520万を超えている。



小氷（シャオアイス）が創作した油絵
 (出典：「或然世界：誰是人工智能画家小氷？」画集)

➤ Dreamwriter

テンセント科技社の開発した中国初の新聞記事生成ロボット。毎日2,500点上の財經、科学技術、スポーツ等の新聞記事を自動生成している。

➤ 小嗨（シャオハイ）

中国の音楽著作権管理会社であるHIFIVE社の開発した作詞・作曲ロボット。月1~2枚のペースでアルバムを出している。

その他にも、清華大学の開発した作詩AI「微微（ウェイウェイ）」、新華社の開発した新聞記事生成ロボット「快筆小新」等のAIロボットも注目を集めている。

(2) AI生成物と著作権関連論点

i. 関連論点

上述のとおり、文化芸術分野を中心にAI生成物が多く生み出されるようになったことにより、近年、中国では、AI生成物が著作権法上の保護を受けられるかどうか等の議論が多く行われている。現在、学界での議論は主に、(1) AI生成物は著作物として認定できるか、(2) 著作物として認定できる場合、その権利は誰に帰属すべきか、(3) 著作物として認定できない場合であっても、その他法律上の保護を受けることができるかという点に集中している。

(1) の論点で議論されることが多いのは、AI生成物が、「独創性（日本著作権法の「創作性」に相当する概念）を有する」といって、著作物としての認定

要件を充足しているか、という点である。なお、後述の裁判例のとおり、同論点の前提として、「著作物は人間が創作するものである」とする伝統的な著作権理念を覆して良いのかという点も議論されることもある。

この点、独創性の有無について、外形的・客観的に独創的表現を備えてさえすれば、AI生成物は著作物として認定できるとする主張がある。同主張は、独創性の有無の判断対象は結果として創作された表現創作物そのものを対象とすれば十分であり、多くのAI生成物は、人間の創作物と比べても、外形的・客観的に見ればほぼ同様であることから、同創作主体、過程について特段、考慮することなく、表現内容に独創性があれば著作物としての要件を充足するとしている。

これに対して、独創性の有無を判断する際には、創作物の外形的表現のみならず、その創作過程における独創性の有無も考慮すべきであるという主張もある。同主張は、独創性とは、創作者の独立かつ個性的な創作に由来するものであり、その創作過程において作者に「創作選択の余地」を残さなければならないと考える。同主張に基づくと、現時点ではAIは基本的に人間が予め設定した算法、規則、テンプレートに基づき計算を行うため、創作物を生み出すための初期データや材料が同様の場合、AIが生み出す創作物も限定的となり、その意味で、創作の余地や個性、特徴を有していないことから、独創性の要件を満たさず、著作物として認定できないということになる。

次に、(2) の論点については、AI生成物が著作物として認定できるとする論者の多くは、AI生成物の権利帰属は法人著作物制度を参考とし、同著作権はAIソフトウェアの所有者又は利用者に帰属すると考えている。(3) の論点については、著作物として認定できないとする論者の一部は、AI生成物の生成には特定の主体（投資者）による技術的、経済的、組織的な投資が必要であるため、投資者の権益を保護すべきであるとし、AI生成物が著作権保護対象とならないにしても、著作隣接権保護対象として保護できるように制度を作るべきだと主張する。

以上のとおり、AI生成物の著作物性、同保護のあり方については、中国では様々な意見が存在しており、統一的な見解がまだ形成されていない状況となっている。

ii. 裁判事例

中国における AI 生成物の著作権関連紛争について、近年、訴訟でも争われるようになってきているが、裁判事例も極めて少ない状況であり、AI 生成物の著作物性について統一的な司法判断はまだ形成されていない。たとえば、以下の 2 つの事例では、AI 生成物の著作物性について裁判所は全く異なる判断を下している。

1 つ目の事例は、北京菲林法律事務所と北京百度网讯科技有限公司との間の著作権侵害紛争案件⁽⁶⁾である。ヴォルタース・クルーワー社の法律情報データベース「威科先行」の法律情報ビックデータ、AI 機能を利用して生成された、映画・娯楽業界における裁判事例・統計分析レポートの著作物性について、北京インターネット裁判所は次の通り判示した。

分析レポートの内容は、文字著作物の形式要件を満たしており、その内容は関連データの選択、判断、分析を体現し、一定の独創性を有する。しかし、現行の法律規定によると、著作物として認定できる要件として、人間が創作し完成させることが求められている。分析レポートは人間が創作したものではなく、独創性を有するとしても、著作権法上の著作物として認定できない。

なお、同裁判所は、AI 生成物の著作物性は否定したが、分析レポートの生成はソフトウェアの所有者と利用者の投資によって生成されたものであり、伝播価値も有していることから、投資成果（分析レポート）の伝播を促し、その効用を発揮させるために、投資者に権益を与えるべきであるところ、所有者の利益は利用者に対するソフトウェア利用料の徴収により獲得できるため、分析レポートの関連権益を利用者に与えるべきであると判示した。但し、関連権益とは具体的にどのような権益であるか、どのような法律根拠で、どのように利用者の権益を保護すべきかについて、明示しなかった。

2 つ目の事例は、深セン市テンセント計算機系統有限公司（以下、「テンセント計算機社」という）と上海盈訊科技有限公司との間の著作権侵害紛争案件⁽⁶⁾である。上述した Dreamwriter 文書作成ロボットが生成した株市場財經文書（以下、「係争文書」という）の著作物性について、広東省深セン市南山区裁判所は次の通り判示した。

まず、係争文書の外形的表現は、文字著作物の形式要件を満たし、その表現内容はデータの選択、分析、

判断を反映しており、一定の独創性を有する。次に、生成過程を見ると、係争文書の生成は、主にデータサービス（データ類型の入力及びデータ形式の処理を含む）、トリガー及び文章作成、スマート検査、スマート配信の 4 段階で構成されている。これらの段階において、原告の創作チームは、データ入力・形式処理、トリガー条件設定、テンプレート及び文書スタイルの配置、選択を行い、この行為は文章創作の過程として考慮すべきである。創作行為であるか否かを具体的に認定する際には、その行為が知的活動であるか否か、及び、その行為と著作物の特定の表現との間に直接的な関係があるか否かを考慮する必要がある。本件において、原告の創作チームによるデータ入力の取捨選択等における配置と選択は、係争文書の特定の表現と直接関係がある知的活動である。このような生成過程から分析すると、係争文章の表現形式はテンセント計算機社の創作チームメンバーの個々の配置と選択によって決定され、その表現形式は唯一のものではないにしても、一定の独創性を有している。したがって、係争文書は著作物として認定できる。

また、裁判所は、係争文書は法人著作物として認定され、その権利はテンセント計算機社に帰属すると判断した。

2 つの裁判事例ともに、AI にて生成された文章の外形的表現は、文字著作物の形式要件を満たしたと評価されたが、1 つ目の事例では、著作物は人間が創作しなければならないとして、その著作物性を否定された。一方で、2 つ目の事例では、裁判所は、創作主体については直接評価しなかったものの、人間のデータ入力等の配置と選択によって対象文書の表現形式が決定されることに着目し、一定の独創性を有しているとして、対象文書の著作物性を肯定した。上述のとおり、未だ AI 生成物の著作権関係紛争事例は少なく、学界での意見も統一されていないことから、統一的な司法判断が形成されるまでにはまだ時間を要すると思料される。

4. 結語

以上、AI 先進国である中国においては、様々な点において、これにかかる知的財産権の保護について検討、議論がなされており、上述したような審査基準や裁判事例なども出てきていて、今後とも、色々な制度

改正, 裁判事例が出てくると思われる。こうした中国の一連の動きは日本における取り扱いを考える上で多少なりとも参考になる点もあろうと思われるが, 本稿が変化の速い中国における AI 関連知財の保護環境の理解の一助となれば幸いである。

(注)

- (1) 前瞻産業研究院「中国人工知能業界市場現状及び発展分析」
 (2) 中国インターネット協会「中国インターネット発展報告 2020」

(3) 2017年5月, 小氷が「陽光失了玻璃窓」(光はガラス窓を失った) 詩集を出版。2020年7月, 小氷が「2020世界人工知能大会」のテーマ曲「智聯家園」を作曲。2020年8月, 小氷が画集「或然世界: 誰は人工知能画家小氷?」(蓋然的な世界: 誰が AI 画家小氷) を出版。

(4) 中国のツイッターに相当する SNS。文字, 画像, 映像等の投稿ができる。

(5) 案件番号: (2018) 京 0491 民初 239 号

(6) 案件番号: (2019) 粵 0305 民初 14010 号

(原稿受領 2021.6.25)

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長
 会誌編集部担当 橋本 清
 同 加藤 佳史

- 応募資格** 知的財産の実務, 研究に携わっている方 (日本弁理士会会員に限りません)
 ※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則, 先着順とさせていただきます。また, 編集の都合上, 原則「1 テーマにつき 1 原稿」とし, 分割掲載や連続掲載はお断りしていますので, ご了承ください。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000 字以上~20,000 字以内 (引用部分, 図表を含む) パソコン入力のこと
 ※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又は FAX にて応募予告をしてください。
 ①論文の題名 (仮題で可)
 ②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先 (TEL・FAX・E-mail) を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当
 TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
 E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
 〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2
- 投稿要領・掲載基準** <https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/>
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。
 審査の結果, 不掲載とさせていただくこともありますので, 予めご承知ください。